

平成 2 2 年第 2 回

相楽郡広域事務組合議会定例会会議録

(平成 2 2 年 1 1 月 2 2 日)

平成22年第2回相楽郡広域事務組合議会定例会会議録

招集年月日 平成22年11月22日(月)

告示年月日 平成22年11月15日(月)

招集の場所 相楽会館 会議室

開 会 平成22年11月22日(月) 午後2時00分

閉 会 平成22年11月22日(月) 午後3時50分

出席議員(14名)

1番	炭本 範子	2番	山本 喜章
3番	木村 浩三	4番	阪本 明治
5番	上好 忠次	6番	山口 勝己
7番	佐々木 雅彦	8番	宮崎 睦子
9番	青山 まり子	10番	石田 春子
11番	岩崎 宗雄	12番	杉浦 正省
13番	中野 重高	14番	北 猛

会議録署名議員

10番	石田 春子	11番	岩崎 宗雄
-----	-------	-----	-------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の氏名

代表理事(精華町長) 木村 要 理事(木津川市長) 河井 規子
理事(笠置町長) 松本 勇 理事(和束町長) 堀 忠雄
理事(南山城村長) 手仲 圓容
会計管理者(精華町会計管理者) 安岡 誠

事務局職員出席者

事務局長	林 幸造	主幹	福田 全克
主査	國子 慶順		

議事日程

第1	会議録署名議員の指名
第2	会期の決定

- | | | | |
|-----|-----|----|---------------------------------------|
| 第 3 | 同意第 | 1号 | 相楽郡広域事務組合公平委員会委員の選任の件 |
| 第 4 | 認定第 | 1号 | 平成21年度相楽郡広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定の件 |
| 第 | 認定第 | 2号 | 平成21年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計歳入歳出決算認定の件 |
| 第 5 | 議案第 | 6号 | し尿処理くみ取り券売捌きによるし尿処理手数料の徴収等に関する事務委託の件 |
| 第 6 | 議案第 | 7号 | 相楽郡広域事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の件 |
| 第 7 | 議案第 | 8号 | 相楽郡広域事務組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の件 |

平成22年第2回相楽郡広域事務組合議会定例会

平成22年11月22日(月)

相楽会館 小ホール

(午後2時00分 開会)

議長 皆さん、こんにちは。

これより、平成22年第2回相楽郡広域事務組合議会定例会を開会いたします。

平成22年第2回相楽郡広域事務組合議会定例会の開会に当たり、一言ごあいさつ申し上げます。

11月の半ばを過ぎ、朝夕の冷え込みも一段と厳しくなってきました。議員の皆様方には、12月議会を控え、公私極めて御多用のところ御出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

また、この1年、議会運営に御理解、御協力いただき、高席からではございますが重ねてお礼申し上げます。

さて、本日提案されています議案は、平成21年度一般会計及び特別会計決算認定のほか4件でございます。いずれも重要な案件でございます。慎重な審議の上、適切妥当な結論が得られますことをお願い申し上げ、開会のあいさつとします。

ただいまより、本日の会議を開きます。

代表理事からあいさつを受けます。

木村代表理事。

木村代表理事 皆さん、こんにちは。第2回定例議会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様には、平成22年第2回相楽郡広域事務組合議会定例会を招集させていただきましたところ、公私とも極めて御多用の中、御出席を賜り、まことにありがとうございます。

また、平素は当組合の運営に何かと御理解と御協力を賜っておりますことに対しまして、改めて厚くお礼申し上げます。

さて、一昨年秋の世界的な景気の後退から、我が国経済はかすかな回復の兆しが見えつつありましたが、依然として景気は低迷、高い失業率、新卒者の就職率は最低、このようにも報道されております。雇用情勢は、かなり深刻な状況にあると言えます。

国におかれましては、平成23年度概算要求は約94兆円、このように伺っておりますが、過日の事業仕分けで閣議決定がされている一部につきましても、見直しが言われているところでございます。

また、地方分権と一括交付金がどのようになっていくのか、交付金の減額につながる

ということであれば大変な事態でございます。現在、各市町村におきましても、平成23年度予算編成に向けまして取り組みがなされておりますが、当組合におきましても情報収集と内容把握に努め、最少の経費で最大の効果が出る予算編成に取り組んでまいりたいと考えております。

一方、相楽圏域が抱えます広域的な課題をいかに解決していくのか、このことも非常に重要な問題でございます。今後も引き続き各市町村が連携、協力しながら進めてまいりたいと考えているところでございます。議員の皆様方におかれましても、これからも御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、ここで2月17日開催の第1回定例会以降の本組合の主な取り組みについて、御報告申し上げます。

初めに、し尿処理業務につきましてでございます。

し尿及び浄化槽汚泥の搬入量につきましては、下水道の進捗によりまして年々減少しており、平成22年度上半期で、し尿は前年比7.5%、浄化槽汚泥は前年比4%とそれぞれ減少しており、今後も減少していくことが予想されます。

また、大谷処理場運転維持管理業務につきましては、平成17年度より、下水道の整備等に伴います一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法、いわゆる合特法の趣旨を踏まえまして、その措置として、し尿・浄化槽汚泥収集運搬業者8社で構成されます京都南部環境事業協同組合に委託して業務を遂行しているところでございますが、自立的な運転がなされるとともに、適正な処理業務が行われております。

次に、平成22年3月1日に開設いたしました「相楽消費生活センター」につきまして御報告申し上げます。

現在、開設後8カ月が経過いたしました。相談件数につきましては、10月末現在で350件で、1日平均2件の相談がありますが、これはセンター設置前の構成市町村における相談件数と比べまして大幅に増加してきておりまして、消費者被害の掘り起こしができているものであります。本センターの特徴といたしましては、来所相談の比率が約28%と高くなっており、住民の皆様にとってより身近なセンターであるのではないかと考えております。相談内容につきましては、ほぼ全国的な相談内容と同じ傾向で、出会い系サイト、携帯電話の不当請求、多重債務問題、住宅等の工事トラブルの相談が多い状況にあります。

また、巡回相談につきましては、毎週1回、木津川市を除きます4町村において実施しているところでございます。

次に、ふるさと市町村圏振興事業につきましては、基金7億円の運用益を活用しての相楽ふるさと塾、相楽の文化を創るつどいの開催、来年2月6日に相楽会館で開催を予定しております、「相楽の地域資源を考える」をテーマといたしましたシンポジウムの

開催に向けて取り組んでいるところでございます。

最後に、後ほどまた時間をいただきたいと思っておりますけれども、休日急病診療所の設置についてでございます。

平成22年2月から構成市町村の担当部課長により構成されます「山城南医療圏における休日急病診療所設置検討会」を設置し、6回にわたる議論がなされてまいりました。去る8月23日の理事会におきまして答申がなされ、その答申に基づき理事会で検討を重ねてまいりました結果、住民福祉の向上、安心・安全の確保という観点等からも有効な施策であると共通認識を確認したところでございます。特にこの事業につきましては、医師会の御理解、御協力が不可欠であります。先般、相楽医師会より参加協力の回答を得ましたので、今後、診療内容や公立山城病院との調整、また議員の皆様様の御意見を聞き、具体的な事業内容を決めていきたいと考えております。この議会閉会後に報告をさせていただきたいと思っております。

さて、今定例会に御提案申し上げます議案は、平成21年度一般会計歳入歳出決算認定及び特別会計歳入歳出決算認定のほか4件でございます。

十分御審議いただき、原案のとおり同意、可決、認定賜りますようお願い申し上げます。開会に当たってのごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。終わります。

議長 ありがとうございます。

議事日程の御報告を申し上げます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第112条の規定により、議長において指名します。

10番石田春子議員、11番岩崎宗雄議員を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、去る11月11日開催の議会運営委員会において、本日1日間とすることで決定されておりますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日間に決定いたしました。

日程第3、同意第1号、相楽郡広域事務組合公平委員会委員の選任の件を議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに代表理事より提案理由の説明を求めます。

木村代表理事。

木村代表理事 それでは、同意第 1 号を提案させていただきます。

同意第 1 号、相楽郡広域事務組合公平委員会委員の選任について、相楽郡広域事務組合公平委員会委員に下記の者を選任したいから、地方公務員法第 9 条の 2 第 2 項の規定により、議会の同意を求めます。

記といたしまして、お住まいは、京都府木津川市相楽台 9 丁目 5 番地 7、お名前は駒重様でございます。生年月日は、昭和 5 年 2 月 1 4 日、経歴は、平成 2 年 7 月、木津町公平委員会委員。そして平成 4 年 3 月、相楽郡広域事務組合公平委員会委員。そして平成 1 0 年 3 月、相楽郡広域事務組合公平委員会委員長でございます。現在 5 期目でございます。そして木津川市公平委員会委員長として、現在 1 期お務めいただいております。

平成 2 2 年 1 1 月 2 2 日提出。

相楽郡広域事務組合代表理事。

提案理由でございます。

委員の駒重則氏の任期が 1 2 月 1 8 日で満了となることから、同氏を引き続き選任いたしたく、地方公務員法第 9 条の 2 第 2 項の規定によりまして、議会の同意を求めますのでございます。御審議の上、御同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。終わります。

議長 この案件は人事案件でもあり、質疑、討論を省略し、採決することにしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

したがって、この採決は挙手によって行います。

原案のとおり同意することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、同意第 1 号、相楽郡広域事務組合公平委員会委員の選任の件は、原案のとおり同意されました。

日程第 4、認定第 1 号、平成 2 1 年度相楽郡広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定の件及び認定第 2 号、平成 2 1 年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計歳入歳出決算認定の件を一括して議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに代表理事より提案理由の説明を求めます。

木村代表理事。

木村代表理事 それでは、認定第 1 号、平成 2 1 年度相楽郡広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定の件及び認定第 2 号、平成 2 1 年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事

業特別会計歳入歳出決算認定の件を一括して提案させていただきます。

認定第1号、平成21年度相楽郡広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定について、平成21年度相楽郡広域事務組合一般会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、別添のとおり監査委員の意見書を添付して議会の認定を求めるものでございます。

平成22年11月22日提出。

相楽郡広域事務組合代表理事。

提案説明でございます。

平成21年度一般会計決算の結果は、歳入総額は6億4,670万5,688円となり、その中で主な財源としましては、構成市町村の分担金及び負担金で4億8,864万8,000円であり、総額の75.6%を占めております。また、使用料及び手数料で1億4,075万7,035円であり、21.8%を占めております。

一方、歳出総額は6億3,453万394円となり、中でも衛生費で3億3,771万8,985円、53.2%、公債費で2億5,700万7,752円、40.5%を占め、衛生費と公債費を合わせて歳出総額の93.7%を占めており、歳出予算額に対する執行率は97.5%でございます。したがって、歳入歳出差引額は1,217万5,294円となり、同額が実質収支額となっております。

続きまして、認定第2号の提案説明を申し上げます。

認定第2号、平成21年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計歳入歳出決算認定について、平成21年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により議会の認定を求めるものでございます。

平成22年11月22日提出。

相楽郡広域事務組合代表理事。

平成21年度の特別会計決算結果は、歳入総額で1,390万2,647円となり、その中で主な財源としましては、財産収入の878万5,084円で63.2%、繰越金505万7,883円で36.4%を占めており、また一方、歳出の総額は1,355万5,224円となり、歳出予算額に対する執行率は97.4%になっております。したがって、歳入歳出差引額は34万7,423円となり、同額が実質収支額となっております。

以上、平成21年度一般会計及び特別会計決算の概要を申し上げまして、提案説明とさせていただきます。

なお、詳細につきましては、会計管理者から説明をさせますので、御審議の上、原案のとおり認定を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。終わります。

議長 提案理由の説明がありました。補足説明を求めます。

会計管理者。

安岡会計管理者 会計管理者の安岡でございます。

それでは、先ほどの代表理事の提案説明と一部重複がございますけれども、まず認定第1号、平成21年度相楽郡広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定につきまして、補足説明を申し上げます。

平成21年度一般会計歳入歳出決算書をごらん願いたいと思います。

また、決算の各数値のうち重要な項目につきましては、別冊の平成21年度決算の概要説明資料に詳しい内容が記載されておりますので、こちらの資料もごらん願いたいと思います。

平成21年度一般会計決算の内訳でございますが、決算書をめくっていただきまして1ページでございますが、歳入の科目別の内訳を、また右側の2ページには、歳出の科目別内訳を表示してございます。この結果、一般会計決算の総額につきましては、決算書の3ページに記載されてございますので、3ページをお開き願いたいと思います。

先ほども代表理事より説明申し上げましたが、平成21年度一般会計決算、歳入合計が6億4,670万5,688円に対しまして、歳出合計が6億3,453万3,944円でございます。歳入歳出差引残額は1,217万5,294円となったものでございます。

ここで別冊の決算の概要説明に移っていただきたいと思います。決算の概要説明資料を開いていただきまして、1ページ目の中ほどをごらん願いたいと思います。

最後のなお書きの段落でございますけれども、一般会計の実質収支額は、先ほど申し上げましたとおり1,217万5,294円でございますが、このうちには過年度からのし尿くみ取り手数料の収入とし尿くみ取り委託料の支出との差額の残高が825万9,610円含まれておりますので、純粋な本来の実質収支額は、これを差し引きまして391万5,684円となるものでございます。

以上が一般会計決算総額の概要でございますが、これらの事項別明細が決算書の4ページ以降に表示してございますが、前年度と比較など決算の分析内容などは、別冊の決算の内容説明に記載しておりますので、説明につきましては概要説明資料により行わせていただきたいと思います。

それでは、概要説明資料の5ページをお開き願いたいと思います。横の表でございます。概要説明資料5ページは、一般会計歳入の内訳でございます。

まず、分担金及び負担金でございますが、市町村分担金といたしまして、分担金条例に基づき、平成21年度では総額4億8,864万8,000円を各市町村より負担いただきました。これは、平成20年度と比較いたしますと564万2,000円、1.1%の減少でございますが、詳しい内訳は後ほど説明申し上げますが、主にし尿処理業務での経費の減少に伴いまして分担金が減少となったものでございます。

次に、使用料及び手数料でございますが、このうち使用料としましての相楽会館使用料は65万5,880円でございます。平成20年度とは14万4,240円、28.2%の増加となっております。また、手数料につきましては、表に記載のとおり、し尿くみ取り手数料と浄化槽汚泥投入手数料、浄化槽許可手数料を合わせまして、総額1億4,010万1,155円の決算額でございます。近年、下水道の普及に伴いまして、年々、し尿の搬入量が減少しておりますが、平成21年度におきましても同様な傾向が続いております。手数料の平成20年度との比較は1,055万1,501円、7.0%の減少となっております。

次に、府支出金でございますが、平成21年度に消費生活センターを開設したことに伴います京都府からの補助金562万9,000円でございます。あと、前年度からの繰越金や預金利子などの諸収入を加えまして、歳入合計は6億4,670万5,688円でございます。平成20年度との比較は1,220万6,294円、1.9%の減少でございます。なお、予算総額は6億5,084万6,000円ございましたので、歳入予算の執行率は99.4%の状況でございます。

以上が歳入の内訳でございます。

次に、1ページめくっていただきまして裏側の6ページでございますが、一般会計歳出の内訳でございます。

まず、議会費でございますが、決算額は40万805円で、本会議を初め委員会開会などの議会活動費でございます。

次に、総務費でございますが、理事会の運営に係ります理事会費のほか、事務局としての職員給与費を初めといたしました共通事務運営経費のほか、広域圏業務を含みます一般管理費、さらには相楽会館の運営にかかります相楽会館費、また公平委員会費、監査委員費を加えまして、総務費総額は3,334万5,057円でございます。平成20年度との比較は52万9,630円、1.6%の減少でございます。

なお、前年度との比較で減少しております一般管理費につきましては、主に職員給与の改定に伴います減少のほか、相楽会館費につきましては、消費生活センターの設置に伴います工事の実施などで会館の各種点検を一部見送ったことによりまして減少でございます。

次に、衛生費でございますが、総額は3億3,771万8,985円でございます。平成20年度との比較では1,854万1,222円、5.2%の減少でございます。このうち主なものといたしましては、し尿処理費の委託料のうち大谷処理場運転維持管理業務でございます。京都南部環境事業協同組合に委託しております委託経費が2億728万3,650円と、平成20年度に比べ923万4,750円、4.3%減少しております。

また、その次の段のし尿収集運搬業務につきましても、各業者によります収集運搬の委託料といたしまして総額1億2,057万1,550円と、平成20年度に比べ756万6,262円、5.9%減少しております。これらは、歳入の手数料でも申し上げましたとおり、下水道の普及などによりまして、年々、し尿の搬入量が減少しておりますことから、当然のことながら収集運搬業者への委託料が減少しますほか、大谷処理場におきましても、処理のための薬品費など運転経費を中心に減少が生じているものでございます。

なお、委託料の下段にございますトラックスケール法定検査と精密機能検査は、平成21年度は実施不要でありましたほか、平成20年度で実施いたしました最下段の設計書調査業務につきましては、専門業者によります修繕工事見積もりの精査結果を、平成21年度におきましては、資格を有します組合職員がそのノウハウを活用しまして修繕工事の精査を行いましたことから、経費不要としたものでございます。

次に、商工費につきましては、消費生活センターの開設に伴います相楽会館の改修工事や初度備品の設置などを経まして、平成22年3月1日の開所となったものでございまして、決算額605万7,795円でございます。

次に、公債費でございますが、決算額は2億5,700万7,752円で、前年度と同額でございます。

以上の結果、歳出合計は6億3,453万394円でございます。平成20年度との比較は1,301万8,442円、2.0%の減少でございます。

なお、予算総額は6億5,084万6,000円でございますので、歳出予算の執行率は97.5%の状況でございました。

続きまして、概要説明資料の13ページをお開き願いたいと思います。

先ほど説明申し上げました歳入の分担金に関します町村別での内訳でございます。分担金につきましては、平成19年度末に分担金条例を改正いたしましたが、改正に伴います分担金の額の変動の影響を緩和させますため、経過措置といたしまして5年間での激変緩和措置を行っております。具体的には、改正後と改正前の分担金の差額を2割ずつ加えていく方法をとっておりまして、平成20年度は差額の2割を、平成21年度では差額の4割を加算していくものでございます。

このような年度間での変動のほか、し尿処理分におきましては全体的な分担金総額の減少はありますものの、積算の根拠となりますし尿などの搬入量が、下水道の普及などによりまして市町村間で大きく変動しておりますことから、分担金額の増減にばらつきが見られるものでございます。

また、消費生活分につきましては、対象経費の大半が京都府からの補助金を充当しておりますことから、府補助金が充当されます期間は大きな分担金額となつてこない見通し

でございます。

続きまして、めくっていただきました次の14ページでございます。

歳入の使用料といたしましての、相楽会館使用料の内訳でございます。前年度の平成20年度分では、木津高校の夏期進学補習での利用減少によりまして使用料も減少いたしました。平成21年度では、年度初めを中心といたしまして全額徴収、すなわち一般の御利用がことのほかございましたことから、前年度比較で14万4,240円、28.2%増加いたしました。しかしながら、12月分からは、消費生活センターの設置工事に伴いまして貸し出しできる部屋が減りましたため、減少に転じております。

次の15ページからのし尿くみ取り手数料などにつきましては、市町村ごとの月別の状況を、16ページにかけて整理しております。

資料をめくっていただきまして、次の17ページにおきましては、し尿処理の全体的な状況を整理してございます。

さらにめくっていただきました18ページ、19ページにおきましては、し尿などの搬入の状況を整理しておりますが、下水道の普及などによりまして全体搬入量が、し尿で10.39%の減少でございます。浄化槽汚泥でも2.08%の減少となっております。歳入歳出の関係項目での大きな変動要素となっているものでございます。特にし尿の搬入量につきましては、年間で1,270キロリットルの減少でございまして、バキューム車に換算いたしますと700台余りとなりまして、1日当たりでは3台から4台分の減少でございまして、これらの減少傾向が年々続いているという状況でございます。

次に、めくっていただきました裏側の20ページ、A4の縦長となりますが、大谷処理場の運転維持管理委託業務の前年度比較でございます。

さきにも説明申し上げましたとおり、全体の搬入量の減少に伴います関係経費の減少のほか、の経年維持点検補修費では、平成20年度で汚泥焼却炉の改修がありましたことから増加していましたが、平成21年度におきましては平年並みへの補修費に圧縮したものでございます。

また、隣の21ページでは償還年次表を記載しておりますが、これらは平成9年度から12年度にかけましての大谷処理場の更新工事に係ります財政融資資金の元利償還と、平成14年度に実施いたしました水源地改修工事に係ります郵便貯金資金の元利償還でございまして、平成27年度の償還完了まであと6年間、構成市町村の分担金をもって償還していくこととなっております。

以上が、平成21年度一般会計決算の補足説明でございます。

続きまして、認定第2号、平成21年度相楽地域ふるさと市町村圏振興事業特別会計歳入歳出決算認定につきまして、補足説明を申し上げます。

平成21年度特別会計歳入歳出決算書をごらんいただきたいと思います。

平成21年度特別会計決算の内訳でございますが、決算書をめくっていただきまして、1ページにおきましては歳入の科目別内訳を、また右側の2ページには歳出の科目別内訳を表示しております。

さらにめくっていただきました3ページでございますが、この結果、特別会計決算の総額につきましては、平成21年度におきましては歳入合計が1,390万2,647円に対しまして、歳出合計が1,355万5,224円でございます、歳入歳出差引残額は34万7,423円となったものでございます。

以上が特別会計決算総額の概要でございます、これらの事項別明細が決算書の4ページ以降に表示してございますが、一般会計と同様に概要説明資料に詳しい内容などを記載しておりますので、改めまして概要説明資料の方で御説明申し上げます。

概要説明資料の7ページをお開き願いたいと存じます。

7ページには、特別会計の歳入の内訳でございます。歳入におきましては、中ほどの繰越金で決算額の変動に伴います増減がありますほかは、ほぼ前年度と同様な状況でございます。

なお、上段の財産収入におきましては、ふるさと市町村圏振興事業基金の元本7億円を、南都銀行加茂支店におきまして、平成23年度未満期の5年大口定期、年利率1.25%で運用いたしております、これの運用益874万9,999円がこの財産収入の中に含まれているものでございます。

この結果、歳入合計は、最下段にございますように1,390万2,647円でございます、平成20年度との比較では256万8,314円、22.7%の増加でございます。なお、予算総額は1,391万7,000円でございますので、歳入予算の執行率は99.9%の状況でございます。

以上が、歳入の内訳でございます。

次にめくっていただきました裏側の8ページでございますが、特別会計歳出の内訳でございます。

ご承知のとおり、この特別会計は、ふるさと市町村圏振興事業を実施するための特別会計でございますので、歳出はすべて各種の振興事業経費でございます。その中で振興総務費におきましては、摘要欄に記載のとおり、前年度からの繰越金の増加に対しまして、一定部分を基金に積み増しいたしました分での増加となっております。また、広域的事業推進費におきましては、相楽地区文化交流事業交付金を新規事業として実施しました分での増加となっております。

この結果、歳出合計は1,355万5,224円でございます、平成20年度との比較では727万8,774円、116.0%の増加でございます。なお、予算総額は1,391万7,000円でございますので、歳出予算の執行率は97.4%の状況でござ

いました。

なお、これら各種振興事業の具体的な内容を、恐れ入りますが資料の 22、23 ページに記載しておりますので、22、23 ページをお開き願いたいと存じます。

A4 の縦長でございます。22 ページの平成 21 年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業実績報告書でございますが、まず新規事業といたしましては、上段でございます平成 23 年の国民文化祭開催への対応といたしまして、相楽地区文化交流事業交付金を各市町村に交付いたしました。また、中ほどの段でございます、初めての試みといたしましてシンポジウムの開催を行いましたほか、イベントを通じました相楽地域の発信のため、広域観光パンフレット「相楽逍遥記」の作成を行ったものでございます。

さらに隣の 23 ページに移っていただきまして、継続事業におきましては、第 16 期相楽ふるさと塾、さらには第 17 回相楽の文化を創るつどい、市町村職員研修の開催、さらに 24 ページに移っていただきまして、広域圏だより「だい好き！そうらく」、ホームページの管理運営の各事業を、それぞれの事業内容欄に記載の内容でもって実施したものでございます。

以上が、平成 21 年度特別会計決算の補足説明でございます。

なお、この決算につきましては、平成 22 年 10 月 8 日に監査委員によりまず決算審査を行っていただきまして、別紙のとおり決算審査意見をいただいておりますので、これを十分に尊重いたしまして、今後とも効率的な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

以上で、認定第 1 号及び認定第 2 号につきましてはの補足説明を終わらせていただきます。御審議の上、御承認を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長 以上で議案の説明が終わりました。

次に、決算審査について監査委員の意見を求めます。

杉浦監査委員。

杉浦監査委員 監査委員の杉浦でございます。監査委員を代表いたしまして、私の方から報告をさせていただきます。

既に皆様のお手元には、平成 21 年度決算審査意見書をお届けしておりますので、十分にお目通しをいただいたものと存じます。

では、審査の概要、審査の結果について御報告申し上げます。

まず、審査の対象ですが、地方自治法第 233 条第 2 項の規定により、審査に付された平成 21 年度相楽郡広域事務組合一般会計歳入歳出決算書及び平成 21 年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計歳入歳出決算書を審査したものでございます。審査の期日については、高見監査委員とともに、平成 22 年 10 月 8 日、金曜日、午前 9 時半から午前 11 時半まで行いました。審査の手續につきまして、決算審査に当たっては、

相楽郡広域事務組合代表理事から提出されました各会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書について、計数に誤りはないか、財政運営は健全か、財産管理は適正か、さらには予算の執行については関係法令に従って効率的になされているかなどに主眼を置きまして、毎月実施しております例月出納検査を参考にし、関係諸帳簿及び証拠書類との照合、その他必要とされる書類等の提出を求めまして、関係職員から説明を受けるなどして実施をまいりました。

次に、審査の結果でございますけれども、審査に付されました一般会計及び特別会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、関係法令に準拠して作成されており、決算計数は関係帳簿及び関係書類と照合を行いました結果、すべて適正に処理されていることが認められました。なお、決算規模、基金の運用状況は2ページに掲載したとおりでございます。

次に、3ページの審査意見ですが、予算総額から見る執行率は、一般会計で97.5%、特別会計で97.4%、全体としては97.5%であり、適正に執行されているとともに、財政運営は相対的に見て健全であり適切であることが認められました。広域事務組合にあっては、基本的に構成市町村の分担金をもって運営されていることから、構成市町村の財政事情などを常に意識しながら、現状の認識と将来にわたる財政負担等を考慮した中で、将来を展望した計画的な財政運営によって地域住民の生活福祉の増進に寄与されることを望むものでございます。

以下、一般会計と相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計のそれぞれ個別の意見を述べておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で報告を終わります。よろしくお願いたします。

議長 ありがとうございます。決算審査の報告が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

青山議員。

9番青山議員 9番、青山です。決算書のところの、特に歳出のところですが、主な不用額の御説明をいただきたいというのがまず1点です。

それから、先ほどからずっと説明をいただきました、特に支出のところの衛生費関係。搬入量が年々減ることによって、1,854万円、5.2%の減、数字的にはそういうふうになってますし、それから先ほどの説明の中でもたびたび搬入量の減少ということをおっしゃっております。この広域そのものが、御案内のとおり法律に基づいて仕事をしていただくということで、合特法に基づいて平成17年から委託をして5年計画でというわけですが、説明にありましたね。全体で10.39%、パキュームで700台、1日3台から4台減少というような内容ですので、その後のこの広域事務組合の

主な事業内容だと考えるんですが、これが例えば5年先、10年先等のそれぞれの見通し、下水道の市町村の計画があるかどうかというのは、それぞれの市町村を見たらわかると思いますし、私たちの村、南山城村では合併浄化槽の推進をしているわけですが、実際は結構頭打ちでなかなか事業が進んでいない現状があるので、一定搬入量は人口減はあるとは思いますが、そういうデータも今後5年、10年と必要と考えますが、管理者はどのようにお考えなのか伺いたいと思います。

議長 事務局長。

林事務局長 ただいまの青山議員からの御質問にお答えいたします。

まず、不用額の件でございますけれども、決算書の11、12ページにも一般管理費の関係の分と、次のページでし尿処理に関しての委託料の分で、し尿の内容の記載の説明です。衛生費、し尿処理費の委託料の不用額が最大で、その額は、458万3,950円であり、そのうち約79%がし尿収集運搬業務委託料、大谷処理場運転維持管理業務委託料で約17%となっています。

それから、一般管理費の関係では、相楽会館の維持管理費の関係で事業費、電気代とかそういった光熱水費、それから職員手当の関係で時間外手当の分を減額をしている。

それから、衛生費関係の将来的な見通しの話でございますけれども、非常に難しい施設でございますけれども、当初、平成16年から17年にかけて合特法という趣旨はあるにしても、従来の収集運搬をやっている業者が、果たしてこれだけの高度な施設を維持していけるのかという心配はありましたけれども、本当に前から報告していましたように実質的なノウハウ、運用できるだけの能力を留保してきていただき、またいろんな意味で工夫をしている。例えば、電気代については、従前、あるいは年末年始、ずっと電気代、運転を継続してたんですけども、そういった長期休暇のときについては、もう完全にとめてしまおうというような形で、大幅な料金、電気代等についても減らしてきたというところでございます。

それから、施設運営につきましては、ほかの施設の名前を出して恐縮ですけども、相楽と同じ施設、同じメーカーで京都府の船井郡衛生管理組合があるんですけども、この場合は、既に3年ほど前に1億5,000万円ほどかけて大幅な施設改修をやっているわけです。その中身は何かと申しますと、浄化槽汚泥、まあこの地域では、農集排ですか、こういうのが非常にふえまして、施設そのものを大幅に改造したと。こういうことで我々も当初、その施設については今後浄化槽はさらにし尿を上回ってくるということを考えますので、そういう経費が必要かなとかいうふうに思ってたんですけども、非常に熱心な現場所長を含め、いろいろと技術的に研修していただいて、要するに薬品をかえることによって、浄化槽そのものは栄養が少ないということですけども、いわゆる栄養価を与えることによってそういった処理施設そのものを改良しなくてもいいというよ

うな形でやったために、そういった経費がいらなかったということでございます。

青山議員の御指摘のように、施設自体、76キロリットルの能力を持っております。既に現在、70%のところまで量が減ってきておるところです。したがって、ようやく平成28年ごろに処理能力の半分の36キロリットルが一つの目安というふうに考えております。現在、し尿と浄化槽汚泥の2ラインがあるが、し尿、浄化槽汚泥の区別をせずに混合して受け入れ、1ラインとし、前処理機や脱水設備等については現在2台設置している機器を1台に減らすことによって、経費を削減するとか、あるいはもう1点は、これはいわゆる下水道の方とも協議をしないといけませんけれども、焼却炉を現在、そこで出てきた汚泥を焼却しておるんですけども、これはいわゆる二酸化炭素の放出の問題も含めて、さらにどうあるべきかということを含めて平成28年ごろには大規模施設、それも考えていきたいと。こういうことでコスト削減についても長期的な適切な運営という形でやっていきたいとこのように思っているところでございます。以上です。

議長 ほかに質疑はありませんか。

佐々木議員。

7番佐々木議員 結構ありますので。

まず、一般会計の方ですが、これを見ると、いわゆる8ページにあります、京都府広域行政圏事務局連絡会が解散をしているというふうで、これが仮に歳出の方の広域行政圏協議会負担金と同一であるのであれば、なぜ一旦、5,000円を出しておきながら、3万7,000円と7倍以上の精算金となっているのか、果たして連絡会が解散となって、これだけたくさん返ってくるのであれば、かなり従来の経費からいえば、要するにため込んだというふうになると思うんですけども、その経過についてが第1点です。

それと2点目ですが、歳出の負担金・補助及び交付金の京都府廃棄物処理対策協議会の方ですが、この基本内容と決算等、先ほどの趣旨を踏まえてお願いをしたいと思います。

それと3点目は、同じくこの下にあります水質・大気の実績分析業務がありますが、その数値について、できれば後日で結構ですので、資料提出をお願いできないだろうか。ここでは諸基準に対して、つまり超過数値があるかどうかだけをお願いしたいと思います。

次に第2号ですが、この間、いろいろ全部の詳細というわけでもないですけども、印刷物がありますね。広域圏だより「だい好き！そうらく」であります。それは一体入札をしているのかどうかという問題です。若干私ども、今のところ、いろんな入札をしていると思うんですけども、部数なりページ数から考えると、若干かなり単価が高いというふうな考え方ができますが、「相楽ふるさと塾」活動報告書などの活用についてどうなっているかが5点目です。

それと6点目は、これは広域的にかかわるんですけども、いわゆる今年冬に文化を創るつどいが開催されているということです。これは恐らく全体のものもあれば、各町村の会議もあると思うんですけど、こういう広域事務関係における使用料が一体どうなっているのか。仮にこういう行事をやりながら、例えば相楽地域5市町村があるわけですけども、5市町村によっては広域的な、いわゆるこれもやっているところでの個々の使用料等が、減免規定がばらばらというのがあると思います。仮に相楽単位の規模の場合、どうしてもだということなんです。そうしたら、この広域事務組合で広域団体と認定をするのに、何らかの減免というのをすることになるのか、それとも個々があんなにということなわけで、せっかくこういうその単位の事業にもかかわらず、広域事務組合が主催であればそれがオーケーだと。ところが、各団体、例えば相楽合唱祭のような個々の団体ではそうはいかないということがあって、この間もいろいろな事情があるにしろ、それは要するに名前を変えましてでも、相楽合唱祭に関して言えば、会場がないから、もしくは会場が高いからという理由で奈良県下で発表会とかをやられてたようですね。せっかく郡内で活動している文化団体、そういう団体がこの郡内でできないという事態があるので、この観点はどうかというふうなことをお伺いしたいと思います。

それと7点目に関しては、決算審査意見書に関してですけども、3ページの3のところ、「的確な財政見通しの上に立った事業計画を樹立し、より一層の合理的かつ効率的な事業運営」と書かれていますが、ただこの間、広域事務組合につきまして各市町村に関しては努力をされていて、切り詰めてきたというふうな感じを持っているんですけども、なおかつ一層そういうふうになると、これ以上まだ切り詰める余地があるというふうに理解するわけですので、そういう観点から見て、どこにこの余地があるのかという点。なければこういうのはできないと思いますから、それが7点目です。

8点目に関しては、その次の4ページにあります、一般会計の一番最後の行、「市町村単独では困難あるいは非効率な業務」というふうに言われています。このことを書かれると、いわゆる垂直補完と水平補完の関係でごちゃませにしてでもというふうに考えられますが、この点はどういう理解をすればいいんでしょうかということです。

議長 林事務局長。

林事務局長 たくさんありまして、ちょっとどうなるかわかりませんがお答えします。

広域行政の関係の負担金ですけども、広域行政圏協議会は、全国の広域行政機構で構成されている組織で、それに払っているということです。3万7,000円が返ってきたという話は、これは京都府下5圏域で、京都府広域行政圏事務局連絡会ということで丹後地区広域市町村圏事務組合、これは一部事務組合で結成しているところで、それ以外は任意団体として、任意協議会として、京都南部都市広域行政圏推進協議会とか、中丹

地区広域市町村圏協議会あるいは京都中部地区広域市町村圏協議会があったんですけども、過去約15年間ほどいろいろ情報交換をやっていたんですけども、今回の国の通達に基づいて、広域行政のあり方については、あえてわざわざ負担金を出して組織をする必要はないのではないかということで、この3月に解散をしたわけです。その会で持っていた経費については、いわゆる五つの団体で割ったと。したがって、返していただいたというところのお金でございます。

それから廃対協、これは京都府廃棄物対策協議会という市町村でつくっている、現在は17団体でございますけども、もともとは30団体だったんですけど、現在、合併等によって市町村並びに一部事務組合を入れて約17団体でございますけども、これの会議事業です。年間4回ほど研修をやっております。ごみ部会とかし尿部会とか、いわゆる、こういうような行政職員、あるいは現場職員の研究、研修活動をやってくれております。

それから、水質については、今回、分析としては、年々、予算書なり、あるいは中間報告の中では、毎回、水質の分析保持を続けてるんですけど、今回、決算表には昨年度つけていただいたものをつけておりませんので議員さんに公表したいと思います。

それから、入札等についてですが、これは私ども相楽管内市町村で既に実績として上がっている業者さんについては全部連絡をして、その都度、簡単なものであっても、いろいろと競争入札を進めてまいります。

それから、これは難しい御質問でありますけども、今後の広域行政のあり方、これは平成23年度をもって現在の相楽地区ふるさと市町村圏振興事業基金7億円、その分が大体切れるわけですけども、現在、先ほど会計管理者が言いましたように1.25%ということで、年間900万円ほどありまして、これはいわゆる相楽地区ふるさと市町村圏振興事業に活用するというので、多分来年の利率では多分これだけのものは確保できないだろうなということを含めて、今後、来年の予算をつくるまでに、皆さん、あるいは議会の皆さんと相談しながら、この相楽地区ふるさと市町村圏振興事業におけるそういう行政のあり方について、またふるさと市町村圏についてどうあるべきなのかということについては、結論を出していけるのではないかなどこのように考えているところでございます。ちなみに、全国的には約40%のところ廃止と、ここの財政も含めて、その必要性がなくなって廃止になっております。あと60%の半分、それ以上では何らかの形を変えて進んでいるということと、それからあと現状のまま続けているというような形の方向でいかれてますけども、相楽圏域につきましては、従前から広域のそれぞれの内容については、必要はあるということから、内容を変えて継続していくというような議論になっているのではないかと考えております。

最後に、監査委員御指摘の中ですが、この見通しでありますけども、我々としては、

このすべての経費が分担金で賄われているという性格上、市町村の厳しいそれぞれの財政の中でやられておられることを含めて、このことをしっかり肝に銘じてやっていくとこういう意味でございますので、ひとつよろしく願いいたします。以上でございます。

議長　　ほかに質疑はありませんか。

（「漏れがあります」の声あり）

議長　　林事務局長。

林事務局長　　相楽合唱祭は、こういう話だと思います。これも広域行政のあり方の中で、従前から事業をやっていくという意味でのことを聞きましたけども、今、移行されて、従来から圏域の中でと体育館、あるいはそれぞれのいろいろな文化施設、福祉施設、これらをお互いに利用し合おうと、こういうのが一つの広域行政と違うのかなというのは以前からも指摘されてきたんですけども、今おっしゃいましたように、現在のふるさと市町村圏のあり方を含めて、「相楽ふるさと塾」とか「相楽の文化を創るつどい」とかいう形でかなりやってきましたけども、今、議員が提案をさせていただいているような内容も含めて、今後はその中で広域行政のあり方の一つとして研究していく必要があるのではないかなとこのように思っているところでございます。以上でございます。

議長　　佐々木議員。

7番佐々木議員　　今のことなんですけども、一つは、そういった会議等について、それに関するの、後で説明してもらおうとしても、現段階ではその周知というのは非常にないどころか、その点はどうかというのは不可欠にしておきたいと思います。

第1号の報告の議案にあります廃棄物対策協議会に対しては、会の研修をしていくという話でしたが、ここに関しては、いわゆる全般の会というのは使い切りであって、全然残っていないという会でいいのかどうかという点を確認したいと思います。

さっき最後に言われてた相楽合唱祭の件ですけど、いわゆる今、事務局長がおっしゃるように個々の5市町村で持ってる施設の相互利用という方法もあると思うんだけど、各市町村が自分のところ以外の住民といいますか、例えば木津川市だったら精華町も、それから例えば笠置町の人も入っている団体までの、同じように市内の団体への配慮、それは一定クリアできる話の段階ですよ。それが5市町村、同じようなレベルで合わせれば、どこにいても同じ条件で使えるというふうになるわけですね。だから、まずは各市町村が持ってる施設を共用できないとしても、そのぐらいの機転をお互い設けることによって、いわゆる相楽単位でのいろんなグループの活動、そういうものへのサポートというものがちょっと大きくなるんじゃないかと。そういう意味では、この広域事務組合というのは、全市町村長、全市町村議会議員がいるわけですから、比較的その相談がしやすい場でもあるという点から、せっかくならもうかなり相楽の文化を創るつど

いそういうものはかなりの回数行っているわけですけども、せっかくそういうのをメインにしてやってるのに、広域事務組合に関連があったら言ってるけども、個々の場になるとそうはなかなか出さないよという話にとどまるのは非常に寂しいというか残念だという点で、今後の方向をお伺いをしてるだけです。

「相楽ふるさと塾」活動報告書の件はもういいです。

最後の8番目の質問につきましては、今の市町村で地方自治改善というのは、いわゆる都道府県があって市町村があるわけですから、そこについては必ずしも水平補完だけを想定しているわけではないのですよね。だからお互いの市町村を見合うというだけではなしに、場合によっては京都府との関係でそれを行政部分を補い合うという、そういう観点もあるわけですけども、この報告書による限りでは構成市町村ということに限定してあると、お互いに横だけで何とかしてやりましょうというふうに聞こえてしまうんですよね。そこは何か違うと思いますし、必要ならば国の方の一つの声で、それは最低限気になっているというか、最低限そのことは垂直水平補完というのがあるんやというふうに思うんですが、その点はどういうふうに思いますか。

議長 林事務局長。

林事務局長 再度、佐々木議員の御質問にお答えします。

まず、放流水につきましては、あと終了後、全議員に結果を開示させていただきます。中身につきましては、いわゆる8項目の水素イオン、BOD、COD並びにダイオキシン関係の排ガス、焼却灰、これの検査をやって、すべて基準値内でございます。

それから相互利用の関係ですけども、これは非常にいい御提案なんですけども、実際に私たち広域の方で答えるべき内容ではないんじゃないかなと。それぞれの福祉なり、そういうのは市町村の方で施設管理をされて、それぞれの施設料とか、よその場合は、町外は何%などそれぞれ独自の条例を持ってやっておられますので、それは現実そうではないかなと思ってます。ただ、今後どうあるべきかについては、それぞれの担当部署もでございますことを理事会としても、いろいろ踏まえまして、いろいろ連絡調整をしてまいりたいなと、このように思っているところでございます。以上です。

議長 会計管理者。

安岡会計管理者 最後の監査委員からの報告の中での質問でございますけれども、決算審査でもご説明しました関係からお諮りしましたところ、例えばですけども平成21年につきましては、消費生活センターを広域事務組合の事業として実施したということから考えてまいりますと、まさしくここに表現いただきました内容が、相楽の消費生活センターの設置にも当たってくるという部分でございますし、また後ほど申し上げます休日の診療所の設置につきましても、この枠内に当てはまってくるという内容でございますので、なかなか各市町村では取り組み難いという部分がございます。それら

の部分、例のようには何ですけれども、広域事務組合の5市町村の意識ということを一たび振り返りまして、いろいろな課題の解決になればいいだろうというふうに解釈しているところでございます。以上でございます。

議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

採決は、1件ごとに行います。

まず、認定第1号、平成21年度相楽郡広域事務組合一般会計歳入歳出決算の認定の件を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

原案のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、認定第1号、平成21年度相楽郡広域事務組合一般会計歳入歳出決算の認定の件は、原案のとおり認定されました。

次に、認定第2号、平成21年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計歳入歳出決算認定の件を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

原案のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、認定第2号、平成21年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計歳入歳出決算認定の件は、原案のとおり認定されました。

日程第5、議案第6号 し尿くみ取り券売捌きによるし尿処理手数料の徴収等に関する事務委託の件を議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに代表理事より提案理由の説明を求めます。

木村代表理事。

木村代表理事 それでは、議案第6号を提案させていただきます。

議案第6号 し尿くみ取り券売捌きによるし尿処理手数料の徴収等に関する事務委託

について、地方自治法第252条の14第1項の規定により、別添のとおり規約を定め、相楽郡広域事務組合のし尿くみ取り件の売捌きによるし尿処理手数料の徴収等に関する事務を、木津川市、笠置町、和束町、精華町及び南山城村に委託するため、議会の議決を求めます。

平成22年11月22日提出。

相楽郡広域事務組合代表理事。

提案理由でございます。

現在、本組合を組織する地方公共団体で販売しているし尿くみ取り券につきまして、現状の取扱内容を極力変更せずに、当該事務の取り扱い及び収納された販売金の位置づけなどを明確化するため、当該事務を、地方自治法第252条の14第1項の規定に基づく地方公共団体間での事務の委託としたいので提案します。

なお、詳細につきましては、事務局から説明させていただきますので、御審議の上、原案のとおり可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

終わります。

議長 提案理由の説明がありましたが、補足説明を求めます。

事務局。

福田主幹 それでは、事務局より、議案第6号の具体的な内容を説明申し上げます。

2ページをお開き願います。

相楽郡広域事務組合と、木津川市、笠置町、和束町、精華町及び南山城村との間の、し尿くみ取り券の売捌きによるし尿処理手数料の徴収等に関する事務委託に関する規約案でございますが、規約の条文を説明申し上げます前に、今回の議案提案に至りました経緯や必要性などを、まず先に説明させていただきたいと思っております。

まず、し尿処理の業務につきましては、ごみ処理などと同じく市町村の固有事務と位置づけられておりますが、相楽地域の市町村や小さな団体が多かったため、昭和44年に現在の本組合の前身でございます相楽郡衛生管理組合を一部事務組合といたしまして設立し、共同して業務を行ってまいりました。組合といたしましては、大谷処理場の建設とともに、民間業者によります各市町村からのし尿の収集・運搬を通じまして、し尿処理を行ってまいりました。

これらのし尿処理業務を円滑に行いますため、また各市町村の財政負担を軽減しますために、し尿処理手数料といたしまして、し尿くみ取り券を処理場の運用開始と同時の昭和47年9月から販売し、住民の方々に御負担をいただいております。このし尿くみ取り券につきましては、本組合の所有、また収入とはなるものではございますが、住民の方々の日常生活に必要なチケットとも申せまことから、より身近にお求めいただけますよう、当初から各市町村の窓口などで取り扱いを行ってまいりました。

しかしながら、先ほど申し上げましたとおり、し尿くみ取り券は本組合の所有物であって、この収入金も本組合の収入となりますことから、各市町村がし尿くみ取り券の販売をこれまでから行っていますことの根拠があいまいとなっております。このことは、ふだんは大きな問題とはなりません、万が一、事件や事故が発生しました場合には、その責任の所在が不明瞭になるという問題を抱えております。近年、法令遵守が強く求められております中、し尿くみ取り券の取り扱いにつきまして法的に整理する必要があります。

このため、さきの提案理由でも述べましたとおり、現状の取扱内容を極力変更せず、すなわち住民の方々への利便性は一切変えずに、し尿くみ取り券の販売の事務や販売により収納されました収入金などの事務につきまして法的に整理するため、地方自治法第252条の14第1項の規定に基づきます地方公共団体間での事務の委託という形で整理をしようとするものでございます。この方法に至りますまでには、もちろん各種の方法を比較検討いたしました、この事務の委託の方法以外では、し尿くみ取り券を販売した収入金がいずれも市町村の公金とはならないという根本的な問題がございます。

よって、し尿くみ取り券や販売金の管理責任も含めまして、市町村側の公金としてその位置づけを明確化いたしますため、事務の委託の方向で整理しようとするものでございます。

なお、この事務の委託によりまして、後ほど御提案申し上げますとおり、し尿処理手数料を徴収する権限が、本組合から各市町村に移っていきますため、し尿くみ取り券も、以後は各市町村が各市町村としてのし尿くみ取り券を販売していくこととなります。

また、各市町村でのし尿くみ取り券の販売に係ります収入金は、当然のことながら各市町村の自主財源として一旦、収入されまして、各市町村の予算にも計上されました上で、必要な経費分を本組合に納入していただく方法となるものでございます。

以上のような経緯などに基づきまして、具体的な規約の内容でございますが、この事務の委託に係ります規約として定めなければならない事項は、地方自治法第252条の15で規定されておりますことから、法に基づきます各項目を規約ということで定めようとするものでございます。

まず、第1条の委任事務の範囲でございますが、条文中に記載のとおり二つの事務がございます。

一つ目は、し尿のくみ取り券の売捌きによるし尿処理手数料の徴収に関する事務でございます。これは規約の締結以降は、これまでの本組合としてのし尿くみ取り券から、各市町村が各市町村としてのし尿くみ取り券を販売していくということでございます。

次に二つ目は、この規約の締結前は、組合が売捌いたし尿くみ取り券の返還に関する事務でございます。新しく各市町村としてのし尿くみ取り券を販売いたしましても、

以前の本組合としてのし尿くみ取り券をすべて無効にすることはございませんので、これまでと同様に使っていただけるようにするものでございまして、下水道や浄化槽などへの接続で不要となりましたし尿くみ取り券の払い戻しにつきましては、以前の本組合としての分は、本来、本組合が直接に取り扱わなければならないこととございますから、これまでと同様に各市町村の窓口で取り扱えるようにするため、この事務も委託の中に加えるものでございます。

なお、題名の中の事務の表示に「等」とございますが、この払い戻しの事務を指すものでございます。

次に、第2条の管理及び執行の方法でございますが、三つの方法を定めるものでございます。

まず、第1項におきましては、事務の全般的な方法でございますが、これは事務委託によりまして、第1条で定めました事務の権限が各市町村に移っていきますことから、当然に各市町村の条例などにに基づき処理していただくこととするものでございます。

次に、第2項におきましては、し尿くみ取り券の販売金の取り扱いでございますが、各市町村が収納されました収入金は、各市町村の自主財源でございますことから、そのすべてを本組合に支払ってもらうものではなく、住民の方々がし尿くみ取り券を使用されました実績に応じまして、本組合に支払っていただくようにするものでございます。このことに伴いまして、住民の方々が使用されていない分、すなわち自宅で保管されておられます分の収入金は、余剰金としまして、使用されますまでの間は各市町村で保有いただくことになってございます。

次に、第3項におきましては、以前の本組合の取り扱いでございますが、第1条で規定いたしましたとおり、払い戻しの事務も各市町村に移してまいります。以前の本組合としての券の払い戻しに要しました費用は、当然のことながら本組合が負担すべきものでございますから、これらの取り扱いを定めたものでございます。

なお、各市町村として販売されました分の払い戻しにつきましては、各市町村が収納されました収入金をもちまして各市町村の歳出予算の中から返還していただくこととなります。

次に、第3条の経費の負担でございますが、二つの負担方法を定めるものでございます。

まず、経費の負担の基本的な考え方につきましては、し尿くみ取り券の販売は、各市町村の住民の方々がし尿処理のために必要とされるものでございますから、これらの事務に要します経費は、当然のことながら各市町村が負担すべきものとなってまいります。現状におきましても各市町村の負担におきまして行われておりますことから、現状からの変更点はございません。これが順は逆になりますが、第2号の規定でございます。

ただし、第1条や第2条で規定しておりますとおり、以前の本組合としての券の払い戻し分につきましては、既に本組合の分として販売され、その収入金は本組合に収納されていますことから、払い戻しに要した経費は、当然のことながら本組合が負担するものでございます。これが第1号の規定でございます。

以上の二つの内容を、第1号と第2号として規定するものでございます。

なお、本文ただし書きにございますとおり、し尿くみ取り券の作成につきましては、現状、本組合が作成し、各市町村に供給しておりますことから、現状と同じ方法で今後も処理してまいろうとするものでございますが、今回の事務の委託によりまして、今後は各市町村が各市町村としてのし尿くみ取り券を販売していくということでございますので、将来的に各市町村が独自のし尿くみ取り券を作成していただくことも考えられますことから、「当分の間」を加えまして、本組合あるいは各市町村の双方での取り扱いが可能なように規定してございます。

最後に、第4条につきましては、補足としましての協議でございまして、この規約に定めていない事項につきましての対応方法を定めるものでございます。

以上が、規約の各条文の内容でございます。

なお、施行日につきましては、後ほど御提案申し上げますし尿処理手数料の徴収の権限移管に伴います関係条例の改正と合わせまして、平成23年4月1日、すなわち平成23年度からとするものでございます。

ただいま申し上げました内容の根拠法令となります地方自治法の関係条項を、3ページ以降に添付させていただいておりますので、参考にごらん願いたいと思います。

以上で、議案第6号の補足説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

青山議員。

9番青山議員 9番、青山です。

先ほど御説明になりました昭和44年、相楽郡衛生管理組合を設立以来、昭和47年に券を発行して、現在までその取り扱い等をやっていただいているけれども、それが公金として扱われてないために、これから公金としてこの条例を定めて扱うということで、基本的に、先ほど説明がありましたように、万一のことが今まで発生してないからよかったけれども、そういう問題等も考えて御契約の際にしていくという内容だというふうに理解しているものです。その点から、これからもそれぞれの市町村が責任を持って発行して管理してやっていく、使った分だけ組合にお金を払うという形式になるというふうに理解したわけですが、それぞれの市町村との調整、どこまでもそれぞれ市町村のと

ころで詰めていただいているのか。広域のここだけで決めて、それぞれの現場のところでは対応できないのでは議員としても理解できませんので、その辺のところの調整の御説明をいただければと思いますがいかがですか。

議長 会計管理者。

安岡会計管理者 ただいまの御質問にお答え申し上げます。

各市町村との調整でございますけれども、去る10月22日に各市町村の衛生主管担当課長会議を開いていただきまして、その場で本日提案申し上げましたような規約並びに条例改正の内容なり趣旨を説明申し上げまして、予定では、各市町村の12月議会に同様な規約並びに各市町村でし尿くみ取り券を発行しますための条例改正の提案をなされるという予定となっております。

なお、公金の管理につきましては、会計管理者の権限となっておりますが、各市町村におきましては、現状、歳入歳出予算に計上されておりませんので歳計現金とはなりません。また、法令等に基づきます歳計外現金ともなりませんので、極端に申し上げますと、今現在各市町村の会計管理者が扱っているのは、各市町村の会計管理者が個人的に保管しているお金ということになってまいりますので、法的な整理が必要だということで提案申し上げる次第でございます。よろしく申し上げます。

議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第6号、し尿くみ取り券売捌きによるし尿処理手数料の徴収等に関する事務委託の件を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第6号 し尿くみ取り券売捌きによるし尿処理手数料の徴収等に関する事務委託の件は、原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第7号、相楽郡広域事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに代表理事より提案理由の説明を求めます。

木村代表理事。

木村代表理事　　それでは、議案第7号を提案させていただきます。

議案第7号 相楽郡広域事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について、相楽郡広域事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を、別添のとおり定めます。

平成22年11月22日提出。

相楽郡広域事務組合代表理事。

提案理由でございます。

地方自治法第252条の14第1項の規定により定める相楽郡広域事務組合と木津川市、笠置町、和束町、精華町及び南山城村との間のし尿くみ取り券の売捌きによるし尿処理手数料の徴収等に関する事務委託に関する規約に基づき、当該事務を組合を組織する地方公共団体が行うことに伴います所要の一部改正等を行いたいので、この条例を提案するものでございます。

なお、詳細につきましては事務局から説明をさせますので、御審議の上、原案のとおり可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長　　提案理由の説明がありました。補足説明を求めます。

事務局。

福田主幹　　それでは、事務局より、議案第7号の具体的な内容説明を申し上げます。

2ページをお開き願います。

相楽郡広域事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例案。相楽郡広域事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正するでございますが、具体的な条文を説明申し上げます前に、今回の議案提案に至りました必要性などを先に説明申し上げます。

この条例改正につきましては、さきの議案第6号の提案説明でも申し上げましたとおり、相楽郡広域事務組合と各市町村との間で、事務委託によりまして、現在は本組合の権限となっておりますし尿くみ取り券の売捌きによるし尿処理手数料の徴収等に関する事務が、以後は市町村の権限へと移していくものでございます。これに伴いまして、し尿処理手数料は、今後は本組合が徴収するものではなく、各市町村が徴収するものとなりますため、各市町村におきまして手数料の徴収のための根拠となります関係条例の整備が並行して進められるものでございます。

このことによりまして、し尿くみ取り券は、以後、各市町村が各市町村としてのし尿くみ取り券を販売していくこととなってまいりますとともに、各市町村としてのし尿取り組み券の販売に係ります収入金は、当然のことながら各市町村の公金として、また自

主財源として収入されまして、各市町村の予算にも計上されてまいるのでございます。

以上のような状況を受けまして、本組合での条例では、各市町村がし尿処理手数料を徴収される、そのもととなります根拠としましての規定内容に変更しようとするものでございます。

それでは、具体的な条例改正の内容を、3ページの新旧対照表により説明申し上げますので、3ページをお開き願います。

まず、第9条第1項の本文でございますが、ただし書きの追加といたしまして、「ただし第1号に掲げる手数料は、地方自治法第252条の14第1項の規定に基づく事務の委託により、組合を組織する地方公共団体が徴収する。」を加えることによりまして、先ほど申し上げましたように、各市町村でのし尿処理手数料徴収の根拠といたしますとともに、本組合との各市町村との関係を明記しておくものでございます。

次に、第2項の削除でございますが、これは第1項本文でのただし書きの追加によりまして、し尿処理手数料の徴収方法が各市町村の委託により行うと定めましたことに伴います削除でございます。

最後に第10条でございますが、今回の改正によりまして、第9条第1号でのし尿くみ取り券によりましてし尿処理手数料は、その取り扱い権限が本組合から各市町村に移ってまいりますことから、手数料の減免の権限も当然に各市町村に移ってまいります。このため、権限が移ります部分の除外といたしまして、減免対象の範囲から除くものでございます。

以上が、新旧対照表によりまして条例改正の内容でございます。

それでは、附則を説明申し上げますので、再度2ページにお戻りください。

まず、第1項の施行期日といたしましては、さきに提案申し上げました、事務の委託によりましてし尿処理手数料の徴収の権限移管とあわせまして、平成23年4月1日、すなわち平成23年度からとするものでございます。

次の第2項は経過措置でございますが、今回のし尿くみ取り券の取扱変更に伴います規約や条例の改正が、そのまま施行されますと、それまでに販売いたしました本組合としての券がすべて無効になってしまいます。このため、第2項の最後に規定しますように、「この条例の施行後も効力を有するもの」といたしまして、新しい各市町村の券と同様に、また一緒にお使いいただけるようにするものでございます。

以上で、第7号議案の補足説明を終わります。御審議の上、御可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長 以上で、議案の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第7号、相楽郡広域事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第7号、相楽郡広域事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第8号、相楽郡広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに代表理事より提案理由の説明を求めます。

木村代表理事。

木村代表理事 それでは、議案第8号を提案させていただきます。

議案第8号、相楽郡広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、相楽郡広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を、別添のとおり定めます。

平成22年11月22日提出。

相楽郡広域事務組合 代表理事。

提案理由でございます。

一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員の給与については、8月10日に人事院勧告がなされ、11月1日に給与法改正案が閣議決定されました。

本組合職員の給与についても、国家公務員に準拠していますことから、国と同様に月例給及び期末・勤勉手当等を改定する必要があるため、職員給与条例の一部を改正するものです。

なお、詳細については、事務局から説明をさせますのでよろしくご審議の上、原案のとおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

林事務局長 それでは、事務局より、議案第8号「相楽郡広域事務組合職員の給与に

関する条例の一部を改正する条例」について、補足説明をさせていただきます。

最初に添付しています「参考資料」に、改正の内容をまとめていますので、ご覧ください。

2010年の公務員の給与改定は、今年の8月に出された人事院勧告に基づき、閣議決定され、今国会で可決される予定ですが、これに準拠して各府県、市町村でも実施されることになっています。当組合でも、過日の理事会で構成市町村及び一部事務組合でも改正を行うものです。

今年の改定内容は、約11,100の民間事業所(300人以上)、45万人の個人給与を調査した結果、今日の厳しい民間の情勢を反映し、月例給、特別給(ボーナス)とも引き下げを行うものになっています。

月例給については、民間給与との差 757円、0.19% 行政職(一表) 俸給 637円 特別調整額 51円、はね返り分 69円(地域手当など俸給の月額を算定基礎として諸手当の額も減少する)

若年層は据え置き。今回はじめての措置として民間との給与差が拡大する傾向にある50歳代後半の者の俸給、特別調整額を1.5%削減する内容となっていますが、当組合の職員に該当する者はいない。

この実施は本年4月に遡って実施されるものです。

次に、条例の具体的な内容について、簡単に説明します。

1ページをご覧ください。

改正条例第1条でございます。

第17条第1項及び第18条第1項の改正内容は、職務の級が6級以上である者の期末勤勉手当の算定基礎額に100分の1.5を乗じて得た額で算定した期末勤勉手当額に100分の1.5を乗じて算出するものであります。本組合での対象者はおりません。

次に、第17条第2項の12月に支給する期末手当の額を、「100分の150」から「100分の135」に、第18条第2項の勤勉手当は、「100分の70」から「100分の65」にそれぞれ減額するもので、職員3人全員が対象となります。影響額は、19万4千円となります。

1ページ中段から、3ページの、附則第2項第1号から第5号は、6級以上の職員の給料月額、諸手当を減額するものであります。

別表第2の改正は、40歳台以上が受ける給料月額に限定して引き下げる改定であり、職員3人中1人が対象となります。

なお、この第1条の施行日は、附則第4項を除き、平成22年12月1日であります。

3ページ下段をご覧ください。

改正条例第2条でございます。

第17条第2項の6月に支給する期末手当は、「100分の125」から「100分の122.5」に、第18条第2項の勤勉手当は、「100分の65」から「100分の67.5」それぞれ減額するもので、職員全員が対象となります。

なお、この第2条の施行日は、平成23年4月1日であります。

4ページをご覧ください。

次に本改正条例の附則であります。

第1項は、先ほどご説明いたしました施行期日でございます。

次に、第2項第1号でございます。給料表の改定により給料月額が減額となる職員は、平成22年12月に支給する期末手当から、平成22年4月1日現在の給料、扶養手当、地域手当及び住居手当の月額合計額に100分の0.28を乗じて得た額に、4月から11月までの8か月分を乗じて得た額を減額するものであります。

5ページの表をご覧ください。

ここには、減額対象となります職員を規定しております。この表に掲げる職員以外の者が減額対象となるものであります。

第2号は、平成22年6月の期末勤勉手当額に100分の0.28を乗じて得た額を減額するものであります。

対象職員は1人で減額される額は、第1号と第2号の合計で1万1千円であります。

附則第3項は、平成22年4月1日前に55歳に達した職員に関する読み替えであります。

附則第4項は、平成23年4月1日で43歳未満の職員については、1号給上位の号給となるものであり、職員2人が対象になります。

なお、10ページから16ページに、今、説明しました内容を新旧対照表として貼付しています。説明は省略させていただきます。

以上です。

議長 以上で、議案の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第8号、相楽郡広域事務組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の件を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第8号、相楽郡広域事務組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもちまして、平成22年第2回相楽郡広域事務組合議会定例会を閉会します。

本日は、長時間にわたり慎重に御審議を賜り、大変ありがとうございました。

これから各市町村議会定例会等で何かと慌ただしい時期を迎えようとしております。また、寒さも日増しに厳しくなっております。

議員の皆様及び理事者の皆様の今後ますます御健勝と御活躍を御祈念申し上げます。

本日は大変御苦労さまでした。

(午後3時50分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

相楽郡広域事務組合議会議長 北 猛

会 議 録 署 名 議 員 石 田 春 子

” 岩 崎 宗 雄